

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

7 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕	産業用機器	日機装(株)	1,456,920	2015年7月29日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕

### 2 契約の相手方

日機装(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している薬液ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該ポンプは、日機装(株)が独自に設計、製作したものであり、部品の交換等や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者以外のものが本修繕を実施し、当該ポンプの使用において不具合が発生した場合、その原因が製造者の問題なのか、本修繕によるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあります。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来る唯一の業者は日機装(株)であります。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)